

和地ひとみレポート No.369

東大和市立小中学校施設（体育館）の使用における年齢制限が解除 新たなルールのもとで体育館等の使用が従来通りに



■小中学校施設の使用が従来通りに

…東大和市ではスポーツ等の社会教育活動を行う市民団体に対し、学校で使用していない空いている時間について、市立小学校と中学校の体育館、校庭、教室などを貸し出しています。（使用については事前の登録などが必要）

…しかし、今年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、まずは学校施設の貸出を休止し、その後の一部再開では『20歳以上の方で構成された団体についてのみ』に施設の貸出を許可していました。そのような状況に対し、20歳未満の青少年が所属している団体から学校施設の使用再開を希望する声が多く寄せられており、市の社会教育部は学校との調整などを図り、また、中学校でも感染防止に努めながら部活動を再開していることを受けて、学校施設の使用の年齢制限を解除して、従来通りに戻すこととしました。（11月2日（月）午前9時30分から一般受付で予約手続が可能）

■新たなルールを遵守し

…年齢制限付きでの学校施設の利用再開時から、市の社会教育部では、“新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う学校施設使用に当たっての新たなルール”を定め、利用にあたっては団体の代表者がこのルールを遵守する旨のサインをすることとなっています。ご存じのとおり、学校では新型コロナウイルス感染症の予防対策をしながら授業を行っている状況。学校が対策を十分していても、学校外の施設利用団体が感染予防策を徹底しなければ学校の安全性は担保できません。よって、特に屋内である体育館と教室の使用については、下記のルールを遵守することを前提とし、違反が発覚した場合は、次回の使用をお断りする場合があります。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う学校施設使用に当たっての新たなルール：体育館・教室】

- ①体調が優れない（体温が高い、咳が続いているなど）人は、来校しないこと。
- ②運動時を除き、マスクを必ず着用すること。
- ③体育館設備で使用者が触れた部分（ドアノブ、手すり、ハンドル、トイレの洗面台や蛇口など）は、撤収前に確実に消毒すること。
- ④床面は、確実にモップがけし、使用者が直接触れた部分（休憩時に手を付いた場所など）は、確実に消毒すること。
- ⑤バスケットゴールについて、使用時に触れた部分（移動式の場合はハンドル、降下式の場合は鎖）は、確実に消毒すること。

- ⑥体育館に備え付けの用具類（ボール、ネット用ポールなど）、使用者が触れたものは、撤収前に確実に消毒し、元の格納場所へ戻すこと。
- ⑦更衣室を使用する場合は密閉・密集・密接（いわゆる3密）を避け、使用した場合は、確実に消毒すること。
- ⑧体育館内で飲食を行わないこと（終日使用の際における昼食及び熱中症対策用の水分補給を除く。）。
- ⑨密閉・密集・密接（いわゆる3密）にならないよう、換気や間隔を空けるなど、注意すること。
- ⑩競技者（プレーヤー）、指導者（監督、コーチなど）、支援者（保護者、サポーターなど）の関係者以外（観客など）は、原則として入校させないこと。
- ⑪試合などで応援する場合は、大声を発しないこと。
- ⑫使用者が出したゴミは、全て持ち帰ること。
特に、マスク、ティッシュペーパー、消毒時に用いたフキンなど、使用済みのものは絶対に放置しないこと。
- ⑬夜間使用時は、最後に機械警備（セコム）設定盤を確実に消毒すること。
- ⑭決められた使用時間を厳守するとともに、可能な限り短時間にすること。
- ⑮立ち入りが禁止されている場所には立ち入らないこと。
- ⑯使用後は、速やかに退去すること。

※学校施設の消毒に必要な消毒剤（アルコール）、フキン、ゴミ袋などは、各団体の負担において準備すること。

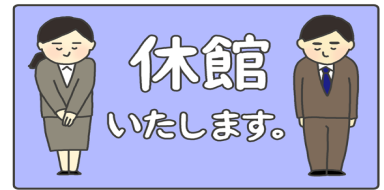
…学校の校庭を利用する団体についても「校庭遊具は、使用しないこと」、「昇降口付近にある水道を利用した場合は、蛇口などを確実に消毒すること」等、今までにはないルールが定められています。

…これらのルールを見ると、利用時に取るべき対策が多く、大変な印象を受けるものもありますが、学校側、また児童・生徒の安全を危惧している保護者の立場で考えると必要不可欠なルールとも感じます。

…近隣市では、いまだに学校施設の利用を制限しているところもありますが、東大和市ではこのようなルールを定めて社会教育活動を再開し始めています。今年度中の文化、スポーツ行事は中止が決定しているものがほとんどですが、いわゆる“新しい生活様式”という視点を持って、様々な活動を再開できるようなルールを定めることも重要だと思います。

…そして、利用者がルールを遵守するとともに、多くの市民の方が「東大和市はこのような新たなルールを定めているんだ」ということを知ることが、ウィズ・コロナの中での生活の安心につながると思います。

昨年度の指定管理者の事業実施内容の評価結果は良好だが 今後はリスク負担を明記すべきでは…



■東大和市の指定管理者制度の導入状況

…これまでのレポートでも“指定管理者”について取り上げてきましたが、この“指定管理者”というのは、地方公共団体（東大和市）が指定する民間事業者などに公の施設の管理を任せる制度です。この制度は平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の一部を改正する法律によるもので「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」とされています。なお、ここでいう指定管理者制度を導入できる“公の施設”とは「保育園、体育館、図書館など住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」で「市役所などの庁舎や出張所、給食センター等の住民の利用に供することが目的ではないものはこれに該当しない」とされています。

…この法改正を受けて東大和市でも平成 18 年 2 月に『指定管理者制度に係る基本方針』を策定。平成 18 年度に公の施設 182 施設について、民間活力導入によってサービス内容の充実につながる施設かどうかなどの視点から、それぞれの施設所管課においてその管理運営を点検。その後、民間事業者等と市の役割分担を検討し、現在までに「市民会館（ハミングホール）」、「市民体育館・市民プール・桜が丘市民広場・上仲原公園野球場（陸上競技場を含む）・上仲原公園テニスコート」の体育施設 2 施設 6 か所に指定管理者制度を導入しています。また、改正前の地方自治法の規定に基づき管理運営委託を行っていた「高齢者在宅サービスセンターむこうはら」、「高齢者在宅サービスセンターきよはら」及び「南部地域包括支援センター（現在の名称は「高齢者ほっと支援センターきよはら）」についても、指定管理者制度を導入しています。

■昨年度の評価はオール A

…民間事業者が公共施設の管理を任せている指定管理者制度については、毎年度、指定管理者から提出された事業報告書等の確認や施設の視察、主管部署へのヒアリング等を実施し、前年度の事業実施内容の評価を行い公表しており、10 月 28 日には昨年度の評価が市のホームページで公表されました。

…評価については、各施設ごとに公表されていますが、すべての施設に共通する評価項目は以下の 3 つです。

①サービスの提供

利用時間等の遵守、適正な人員配置、利用者の安全確保、施設の基本方針に沿ったサービスの提供、職員の接遇、苦情等への対応と報告、緊急体制・マニュアル・研修、平等利用の確保、利用者の要望・意見の事業への反映

②施設の管理

建物保守管理・設備機器安全確認、個人情報保護、備品の管理、清掃・警備・衛生管理、指定管理者が行う修繕、省エネ・省資源・環境への配慮、震災等への対応

③歳入歳出：適切な予算管理

…評価については、A+（協定等の遵守に加え、仕様書・基準書より優れた管理が行われた）を最高評価とし最低評価は C（一部、協定等が遵守できていない）という 4 段階ですが、先日公表された昨年度の評価については、全施設が全項目で A 評価（協定等を遵守し、仕様書・基準書に沿った管理が行われた）との結果でした。指定管理者制度の目的である「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る」と照らし合わせてみると、民間ならではの工夫やアイデアにより A+ という評価を出してほしいと期待するところですが、一方で公の施設ならではの限界もあるのではないかと感じます。ちなみに、昨年度公表された一昨年度の評価では「市民会館（ハミングホール）」の③歳入歳出については B 評価でした。これは収入 1 億 4,429 万円に対し、支出が 1 億 5,841 万円と赤字経営になってしまったためです（赤字分は市が補填）。今回公表された昨年度の評価では「市民会館（ハミングホール）」でも業績が回復し、黒字化し A 評価となりました。

■災害等の不可抗力に対する備えも

…前述のとおり、昨年度は全施設が黒字経営だったため評価は A となりました。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、すでに市が指定管理者に対し臨時休館に対する補償費を補填している状況なので、この指定管理者の評価についてはどのように扱っていくのか気になるところです。

…例えば大きな災害が発災した場合など開館できない時期が長くなった場合について協定書などに明記している自治体がどれだけあるのか。（一社）指定管理者協会が行った「東日本大震災が指定管理者制度によって運用される施設に与えた影響に関する調査」には、震災を理由とする協定の解除や解除における協議の内容、また、指定管理者との協定内容の見直しを行ったケース、補償等についても明記されています。

…今回の新型コロナウイルス感染症の影響については臨時的に市も対応しましたが、今後は通常の運営ができなくなった場合の補償や評価などについても協定に明記する必要があると考えます。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

【プロフィール】「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」



東大和市 市議会議員
和地 ひとみ

1970 年 東京都北区生まれ。父の転勤で 1 歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を 2 年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。/「学校」の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク（※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換）に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経 WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。/『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。現在3期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。

■連絡先

和地 ひとみ事務所
✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp
〒207-0005 東大和市高木 3-274-2-102

HP : <http://www.wachi1103.jp>

【電話・FAX】 042-516-8546